

公益社団法人日本複製権センター 著作権管理事業のご案内



■公共機関における広報・振興・コンプライアンス等ご担当者様へ

公益社団法人日本複製権センターは管理著作物の更なる拡大、著作物の新たな利用への対応、関連情報の積極的な発信等を行い、利用者と権利者双方に対し、充実したサービスの提供が可能となるよう幅広い事業に取り組み、より公益に資した活動を行うことを目標に活動を行っております。

公共機関の職員の皆さまにおかれましては、著作権の重要性を今一度ご確認いただき、日常業務やイベント等著作物の複製利用は、原則著作権者の許諾が必要となりますので、適法なコピー環境の実現に向けてご理解とご協力を願い申し上げます。

私たちJRRC(公益社団法人日本複製権センター)は、

主に新聞・学術論文・書籍・写真等の著作物の権利委託を受け利用許諾契約を推進し、

JRRCの複製権管理について

JRRCが許諾できる著作物(下記条件1~3をすべて満たすもの)

(条件1) 日本国内の著作物でJRRCが管理している著作物であること

(条件2) 次の利用目的での複製、ファクシミリ送信、電磁的複製であること

1. 譲渡を目的としない複製(使用料規程第2節)
2. 譲渡を目的とした複製及びその複製物の譲渡(使用料規程第3節)〔注〕
3. ファクシミリ送信(使用料規程第4節)〔注〕
4. 譲渡を目的としない電磁的複製(使用料規定第5節)

対象物が該当するかは、HPの「JRRC管理著作物検索」をご利用の上、結果一覧の詳細をご覧ください。

利用の目的によってはJRRCの管理受託対象外となることがありますのでご注意ください。

具体的には次の通りです。

(条件2)2.と3.の利用許諾が可能かどうかは、結果一覧の利用条件欄の記載事項をご確認ください。

〔注〕著作物の委託元が学術著作権協会の場合、(条件2)2.のご利用について、また著作物の委託元が新聞著作権協議会の場合、(条件2)2.ならびに3.のご利用については、JRRCでは許諾が出せませんのでご注意ください。
(JRRCの管理受託対象外)

※上記をはじめとするJRRCの管理受託対象外の海外および国内の著作物をご利用される場合には、

学術著作権協会(JAC)、新聞著作権協議会(新著協)にお問い合わせください。

(条件3) 対象範囲が小部分・少部数・小規模であること

1. 「少部分」とは、著作物全体の30%または60頁のいずれか少ない方を超えないことを指します。
2. 「少部数」とは、20部以内を指します。
3. 「小規模」とは、電磁的複製された著作物の利用者が30名以内のことを指します。

※使用料規程第1節第2項(4)及び(5)をご参照ください。

なお、以上の条件以外のご利用方法の場合、または以上の条件を満たすものであっても次のご利用の場合は、JRRCの許諾範囲外となります。

ご利用にあたっては、該当する権利者(著作者団体連合加盟の権利者、学術著作権協会(JAC)、新聞著作権協議会(新著協)加盟の権利者など)にお問い合わせの上、JRRCとの契約に加え、各権利団体(権利者)との契約をご検討ください。

1. 美術・写真の著作物の鑑賞を目的とした複製

JRRCでは、美術や写真の作品についても、「著作者団体連合」を通じて複製利用に関する管理を委託されていますが、これらの作品を「鑑賞」する目的で複製することは、JRRCの管理受託対象外になります。

複製をしたい出版物のページに、複製対象の著作物(主に文章等のテキスト情報)と共に掲載されている美術や写真の著作物が、「結果的に複製されてしまうような場合」につきましては契約対象範囲となります。グラビアページをそのままコピーをするような場合は、対象範囲には含まれません。

但し、個人で保存する等、私的に使用するために行う複製は、法律によって認められています。

ご利用にあたっては、JRRCとの契約に加え、該当する著作権管理団体(権利者)との契約をご検討ください。

著作物の複製権を集中管理する指定管理事業者です

企業・団体、公共機関、学校等が複製利用の際は当センターを通じて権利処理を行っています

2. 新聞記事の複製利用のうち「クリッピング・サービス」に該当する複製

「クリッピング・サービス」については新聞著作権協議会より次の考え方が示されています。

『新聞の記事を、組織的・継続的・反復的に複製し、情報共有等のために会社等の組織内で利用することを指します。クリッピングと見なされる利用の頻度については、「一媒体の記事を、同一組織または同一部署の中で、概ね月5記事以上利用する場合は、クリッピングに相当する」を基準とします。このような頻度での利用は、複製部数にかかわらず「クリッピング・サービス」に該当します。』

上記クリッピング・サービスをご利用の場合は、JRRCの契約とは別に、原則、新聞社との契約が必要です。複製の対象となっている新聞の発行社にお問い合わせいただくようお願いいたします。JRRCの会員団体である新聞著作権協議会に加盟する新聞社の連絡先は、新聞著作権協議会WEBサイト(<https://www.ccnp.jp/>)でご確認いただけます。

3. 新聞に掲載の社外筆者の記事等の複製

社外筆者の記事、社外カメラマンの写真、外国通信社の記事など、著作権者が新聞著作権協議会加盟社以外である記事等は委託対象外です。なお、上記の社外筆者の記事等の判別基準・方法等につきましては、新聞著作権協議会にお問い合わせください。(<https://www.ccnp.jp/>)

4. 電子媒体で発行された著作物の複製

JRRCでは、電子媒体で発行された著作物は管理受託対象外となります。ご利用の場合は、各管理団体へご確認ください。

JRRCの主な著作権啓発活動 開催についてはHPでご確認ください。

JRRC主催著作権セミナー

無料で招待にて開催する公開セミナー。

著作権における著名な専門家やテーマに関わる各分野のエキスパートをお招きし、最新動向の解説をはじめとする、著作権実務に携わるご契約者様のニーズに合わせた旬な話題を取り上げています。

～過去の講演テーマ～

- 著作権侵害の事例とその対策について
- 企業等において注意すべき著作権問題等など。



企業・団体のための著作権講座(初級編・中級編)



著作権法を学んだことのない方のための初級編と、実務経験があり著作権の学びを深めたい方のための中級編、それぞれ1回完結の講義形式で行います。講師は文化庁で長年著作権に携わってきた当センター理事の川瀬真が担当。判例解説や質問コーナーも設け充実した内容です。

JRRCメールマガジン(月3回配信)

著作権のエキスパート達が交代でコラムを執筆。著作権の最新動向や役に立つ話題と、JRRCの活動報告、セミナー・講習会のご案内もいち早くお届けしています。ご契約者様でなくとも是非ご登録ください。

あやまった認識で 無意識のうちに著作権侵害をしていませんか？

1 行政機関においても著作権法第42条^{*}に該当しない複製は利用許諾が必要です

- 本庁において、主催イベントの記事が新聞や雑誌に掲載されたので、参考のために当該部分をコピーして関係者に配布した。
- 独立行政法人において、会議資料として論文の一部をコピーし出席者に配布した。
- 所管の学校の職員会議において教育に関する新聞の記事をコピーし配布した。
- 回覧された雑誌に個人的に執務の参考となる記事がありコピーした。
など…

→ これらのケースは行政目的の利用ではないので無断で複製配布することはできません。

2 新聞の複製は利用状況によって許諾先が異なります

- 新聞社とクリッピング契約を行っているが、その契約対象外の職員（例えば出先機関の職員等）が、契約している新聞をコピーし会議で配布した。
- 新聞社との契約の対象外の職員各自が、業務に必要だとして、契約している新聞の少部数の複製を行った。

→ このような複製利用ケースで、JRRCが受託管理をしている一般新聞においては、新聞社とのクリッピング契約とは別に、JRRCとの契約も必要になります。

※職場における新聞の複製は、条件により著作権管理団体のほかに新聞各社との利用契約が必要となります。
特に業務として組織的、継続的、反復的にコピーを取り情報供給する場合、(クリッピング利用)などは新聞社からの許諾が必要となります。

3 学校における利用でも著作権法第35条^{*}に該当しない複製利用は利用許諾が必要です

- PTA会合での地元の新聞記事コピーの配布。
- 学童クラブ内で小説の一節コピーをして利用者への配布した。
- 職員研修にて論文の一部をコピーして配布した。
など…

→ 学校や機関・法人ごとに利用許諾が必要です。

利用許諾契約 著作物を日常業務で利用するために

契約(許諾)の対象となる「管理受託対象著作物」および「使用料規程」については当センターHPをご確認ください。



<https://jrrc.or.jp>

※著作権法第42条：著作物は裁判手続き（審判や判決当時の準司法手続きを含む）における訴訟資料の作成等、立法又は行政目的の内部資料として利用することができます。通常、国会・議会等の立法機関や行政機関における利用を指しますが、行政目的といっても行政方が業務遂行のために国家意思等を決定し行使する上で必要な場合のことを言います。

※著作権法第35条：学校その他の教育機関（営利目的で設置されたものを除く）においてその授業の過程における使用の場合、必要と認められる限度において公表された著作物を複製することができます。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は許諾が必要となります。

●複製利用に関するご質問・お問い合わせは●

📞 03-6809-1281 (平日9:30~17:30)

ホームページのメールフォームは24時間受付しております
<https://jrrc.or.jp> JRRC 検索 ▶ お問い合わせ

公益社団法人日本複製権センター（JRRC）

〒105-0002 東京都港区愛宕1-3-4 愛宕東洋ビル7階

TEL:03-6809-1281 FAX:03-6809-1283

設立:1991(H3)年9月30日

(社団法人許可 1998(H10)年10月1日)

(著作権等管理事業者登録 2001(H13)年11月14日:登録番号第01008号)

(指定著作権等管理事業者指定 2002(H14)年3月7日)

(公益社団法人移行認定 2012(H24)年3月21日)